

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行ったのでお知らせします。

対象業者	(名称) 照栄・博栄建設工事共同企業体 代表者 ① (商号) 照栄建設(株) (所在地) 福岡市南区向新町2丁目5-16 (代表者) 代表取締役 富永 一幹 (本市登録) 登録業種: 工事(建築A) 業者番号: 1725 構成員 ② (商号) (株) 博栄建設 (所在地) 福岡市博多区比恵町2-1-203 (代表者) 代表取締役 秋好 正成 (本市登録) 登録業種: 工事(建築A、解体、一般土木D) 業者番号: 15938
措置内容	令和5年4月6日から2カ月間の競争入札参加停止(令和5年6月5日まで)
根拠	福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第7号(作業関係者事故)
事件概要	鋼矢板をトラックへ積み込む作業中、トラック上に積み込まれた鋼矢板が荷崩れを起こし、作業員が鋼矢板の下敷きとなり、頭部などを強く圧迫されて死亡した。 1 工事内容 (1) 工事件名 令和4年度市営板付住宅新築工事 (2) 契約金額 775,500,000円(税込) (3) 工期 令和4年9月15日から令和6年2月16日まで

問い合わせ先: 財政局財政部契約監理課 小池
TEL 711-4306 (内1572)

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領
別表第1 事故等に基づく措置基準
(作業関係者事故)

7 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を
生じさせたと認められるとき。

【事実を知った日から1カ月以上4カ月以内】